

## 災害時における支援活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と赤十字飛行隊秋田支隊（以下「乙」という。）とは、災害時における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が必要とする被害状況の把握に関し、乙が実施する支援活動について必要な事項を定めることを目的とする。

### （支援活動の内容）

第2条 乙が実施する支援活動の内容は、秋田市内における被災地域の被害状況に係る写真および動画の撮影並びに撮影記録データの甲への提供とする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

2 甲の前項の協力要請は、支援活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であつて、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するとともに、変更後の支援活動要請書を提出し、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

### （活動報告）

第4条 乙は、支援活動の実施を完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

### （提供データの取扱い等）

第5条 甲は、支援活動により乙から提供されたデータを適切に管理するとともに、当該データの使用に当たっては、当該データが乙により撮影、提供されたものであることを明示するものとする。

### （費用負担）

第6条 支援活動の実施に要した費用のうち、記録媒体については甲が負担するものとし、その他費用については、乙が負担するものとする。

### （損害補償）

第7条 支援活動を実施する秋田支隊の隊員が、支援活動に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、もしくは死亡した場合または支援活動により第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の責任において行うもの

とする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(日本赤十字社秋田県支部との情報共有)

第9条 この協定に基づく支援活動および訓練の実施に当たっては、乙は、県内における赤十字事業の実施主体である日本赤十字社秋田県支部（以下「日赤県支部」という。）に事前に連絡するものとする。

2 乙が撮影した写真および動画のデータは、日赤県支部の行う災害救護および広報等の事業活動に使用することができるものとする。

(情報交換)

第10条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月6日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市  
秋田市長 穂積 志

秋田市東通八丁目2番1号

乙 株式会社クラフトマン（内）  
赤十字飛行隊秋田支隊  
支隊長 星野 宗一

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

赤十字飛行隊秋田支隊  
支隊長 様

秋田市長

支援活動要請書

災害時における支援活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 日時 年 月 日（ ）から
- 2 場所
- 3 業務内容
- 4 その他

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

赤十字飛行隊秋田支隊  
支隊長

支援活動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった支援活動が下記の通り終了したので、災害時の支援活動に関する協定書第4条の規定により報告します。

記

- 1 活動期間  
年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 2 場所
- 3 活動内容
- 4 人員
- 5 その他